

いじめ防止基本方針

琴海中学校生徒指導部

【めざす生徒像】

- 心身ともに逞しく、自立した生活ができる生徒
- お互いの特性を理解し、連帯し、協力・協働する生徒
- 自らの持つ力を信じ、伸ばし、発揮させようと忍耐強く努力する生徒

【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

具体的には、

- いじめ防止に向けた取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を順次行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割

を担うものである。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、生徒指導主事、担任で構成。

※必要に応じて、心の教室相談員、PTA 会長、伊木力駐在所長も招集する。

【学校とPTAとの連携】

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

【学校と関係機関との連携】

市教育委員会、警察、市少年センターや県発達障害支援センターなどの関係諸機関と連携して問題の解決に臨む。

【生徒会との関連】

アンケートによる実態把握や人権集会等による啓発をする。

情報メディア講習会や情報モラルに関する指導によるネットいじめ防止を行う。

【年間活動計画】

月	月別活動内容	その他の活動
4月	学校いじめ防止基本方針の確認 PTA総会説明	○生徒指導委員会による情報交換 (毎週) ○毎月の生活アンケート ○情報メディアのアンケート ○学校評価の実施(年2回) ※取り組み状況を評価項目に加える。
5月		
6月	長崎っ子のところを見つめる教育週間 教育相談	
7月	学期末学年報告・情報交換 3者面談	
8月		
9月		
10月		
11月	教育相談	
12月	人権集会 学期末学年報告・情報交換	
1月		
2月		
3月	学年末報告・次年度への引継	

【いじめ問題への取組】

1 いじめ未然防止への取組

(1) 学級経営の充実

- 個人面談を実施したり、生活アンケートの結果により、生徒の実態を十分に把握し、共通理解をしたりしてよりよい学級経営に努める。
- 学校生活の中で生徒の様子に目を配ったり、生活ノートなどを点検したりすることから交友関係や悩みを把握する。

(2) 道徳教育の充実

- 「特別の教科道徳」の授業を通して、生徒の自己肯定感を高め、いじめを絶対に許さない雰囲気づくりをする。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備・関係機関・保護者や地域との連携

- 毎月の生活アンケート（各月末の帰り学活等で実施）を行い、生徒一人一人の理解に努め、直接話をして生徒の思いをくみ取る。
- 教育相談期間を年2回設定し、学級担任だけでなく相談しやすい教師との面談等により教育相談の充実を図る。
- 心の教室相談員や関係機関と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- 学校以外の相談窓口（子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について周知や広報を継続する。

(4) SNS等を通じて行われているいじめに対する対策

- 生徒のSNSに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を充実させて迅速に対応する。（情報担当と生徒指導で連携）

2 いじめに対する対応（早期対応も含む）

(1) いじめの情報のキャッチ

- いじめに関する情報を得た場合、独断で判断して解決を焦らない。速やかに担任に報告し、担任は管理職や生徒指導担当に報告する。
- 担任と学年職員は、そのいじめに関する情報収集を行う。

(2) いじめ対策委員会の招集

- いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。なお、校長がいじめ対策委員会を招集・指揮する。

(3) 事実（詳細）の確認

- いじめの事実を確認するために、調査方針・役割分担を行う。事情聴取の際に留意すべき点を確認したり、被害者や加害者から事情聴取する担当者などを決定したりする。
- 必要に応じて職員会議を設定し、報告・共通理解を行う。

(4) 対応方針の決定

- 事実関係を把握した後、指導方針・指導体制を決定する。周囲の生徒と全体への指導担当、被害者への支援担当、加害者への指導担当、保護者や関係機関への対応担当など決定する。
- 必要に応じて職員会議を設定し、報告・共通理解を行う。

(5) 対応

- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対応する。
- 被害者への対応としては、いかなる理由があっても味方になる。また、学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。保護者には家庭訪問等で確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 加害者への対応としては、いじめを行った行為に対しては毅然と組織的に指導する。また、被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。心理的孤立感や疎外感を与えない配慮とともに、保護者には確実な情報を迅速に伝え、組織的な助言を行う。
- 周囲の生徒への対応としては、いじめを学級や学年全体の問題として考えさせる。また、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- 表面上、ふざけあいに見えるような行為であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

(6) 解消経過観察

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- いじめの解消の要件は、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要であり、解消後も継続して経過を見守り、日常的に注意深く観察する。
 - ・要件1...いじめに関わる行為が止んでいること。(最低3か月以上継続している)
 - ・要件2...被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。本人、保護者と面談等を行い、心身の苦痛を感じていないかを直接確認する。

3 重大事態発生時の対応

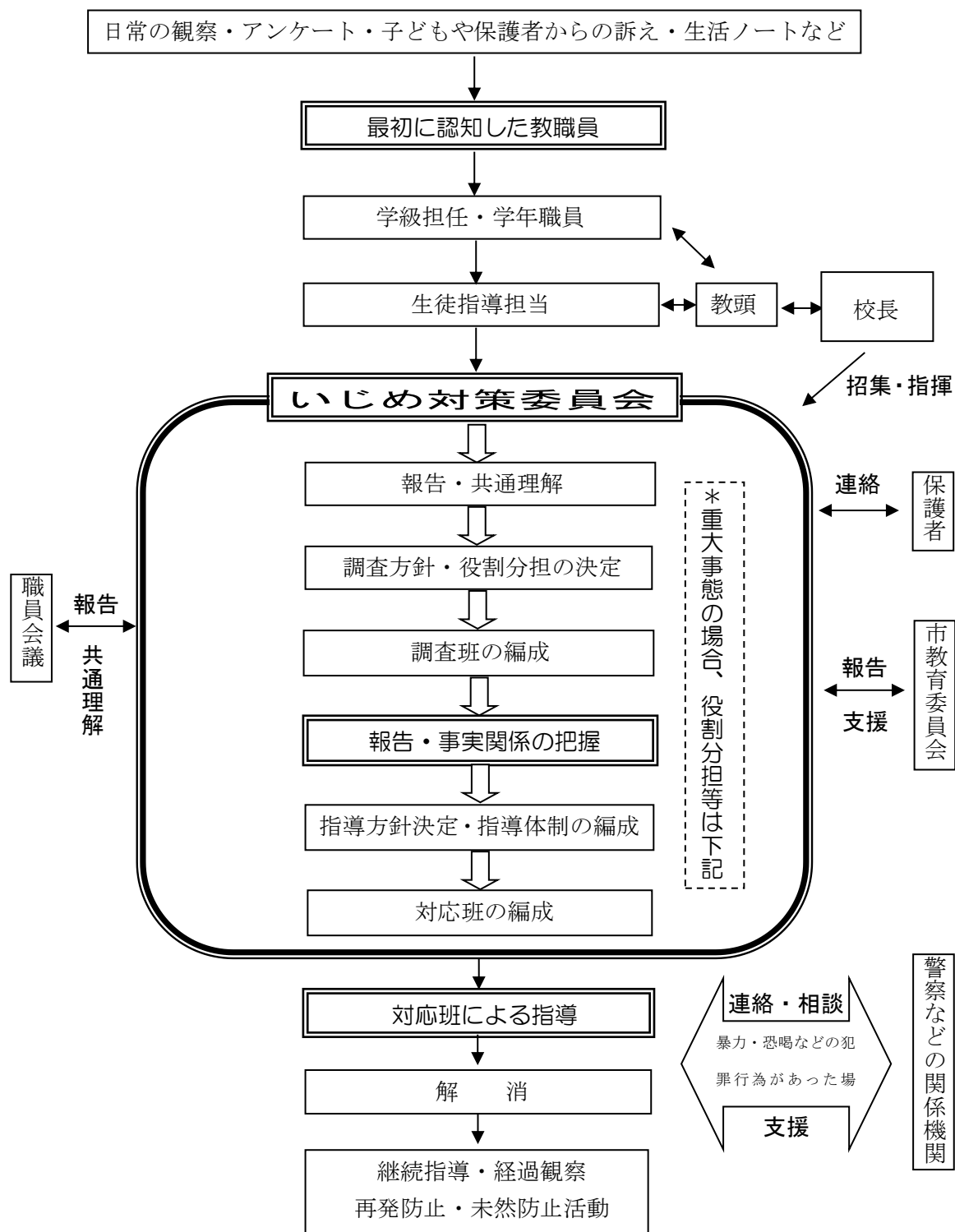
(1) 次の場合は、緊急にいじめ対策委員会等を開き、解決に向けた動きを早急に示して迅速に行動する。

- いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という相談があった場合。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- いじめ対策委員会を組織し、それを中心として事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



*重大事態が起こった場合の校内の役割分担（①から対応順）

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| ①市教育委員会への連絡等・・・校長、教頭 | ②いじめ対策委員会の招集・・・校長 |
| ③報道への窓口・・・校長、教頭 | ④被害生徒、被害保護者への対応・・・学年職員 |
| ⑤加害生徒、加害保護者への対応・・・学年職員、生徒指導主事 | |
| ⑥校長・教頭の補佐、情報集約、警察との連携等・・・生徒指導主事 | |
| ⑦保護者会の開催、PTA役員との連携・・・校長、教頭 | |
| ⑧周囲の生徒への対応・・・学年職員 | |